

「未利用口座管理手数料」の既存口座への適用について

秋田県信用組合（理事長 北林貞男）は、2021年7月1日から長期間ご利用のない普通預金口座（以下、「未利用口座」）を対象とする「未利用口座管理手数料」（以下、本手数料）を、2020年7月31日以前に開設された預金口座（以下、既存口座）に適用させていただきます。（これまでは2020年8月1日以降、新規に開設された口座が対象）

このたびの取扱いは、**犯罪につながる可能性が高い未利用口座の不正利用による被害を防止するためのものです**。対象となるお客様には口座管理に係る費用の一部をご負担いただくこととなりますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、未利用口座管理手数料は、あくまでも2年以上の長期間にわたりご利用されていない普通預金口座を対象とするものであり、**日頃から入出金や口座振替等のお取引をいただいているお客様の口座が対象になることはございません**。

記

今回の適用対象	2020年7月31日以前に開設された普通預金口座（総合口座を含みます。）
未利用口座となる口座	2021年7月1日（木）以降、最後のお預入れまたは払戻し（普通預金の決算利息の組入れ、本手数料の引落としを除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しができない普通預金口座。 ただし、次の口座は対象となりません。 ・残高が10,000円以上の当該口座 ・定期性預金、財形預金、外貨預金、公共債、相続信託等の指定口座 ・ご融資のお取引がある場合の返済指定口座
未利用口座に対する取り扱い	(1) 対象となるお客様には、お届けいただいているご住所に事前に文書にてお知らせさせていただきます。 (2) 文書発送後、一定期間（翌々月末まで）を経過してもご利用がない場合、本手数料を引落としさせていただきます。 (3) 当該口座の預金残高が本手数料の金額に満たない場合、残高全額を本手数料の一部として充当させていただき、当該口座を自動的に解約させていただきます。 (4) 一旦お支払いいただいた本手数料は返却いたしません。
手数料金額	年間1,200円（消費税別） ※日頃のお預入れやお引出し、口座振替等でご利用いただいているお客様の口座が本手数料の対象になることはございません。
その他	2020年8月1日以降、新規に開設された普通預金口座については、口座開設日以降、最終のお取引から2年以上お預入れまたは払戻しができない場合に、未利用口座とさせていただきます。